

金沢地方裁判所委員会（第6回）議事概要

1 開催日時

11月17日（木）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

井戸謙一委員，稲垣渉委員，上田弘志委員，沖野美智子委員，金子峰雄委員，
神野善一委員，倉田千恵子委員，鈴木健太委員長，谷岡賀美委員，鳥毛美範委員，
中野徳子委員，細野昭雄委員，宮川昌江委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

若山事務局長，加藤民事首席書記官，西下刑事首席書記官，藤原事務局次長，
橋本総務課長，安野総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

（1）裁判員制度の広報について

（2）迅速な裁判について

5 進行

（1）委員長あいさつ

（2）各委員あいさつ

（3）橋本総務課長から裁判員制度の広報について，加藤民事首席書記官及び西
下刑事首席書記官から迅速な裁判について，説明を行った。

（4）意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

（5）次回の意見交換のテーマ

わかりやすい裁判

労働審判制度について

(6) 次回開催期日

平成 1 8 年 5 月 3 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 ~ 4 時

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(は委員長の発言・ は委員の発言・ は裁判所所属委員の発言・ はオブザーバーの発言)

1 裁判員制度の広報について

1 1月3日(木)に開催しました裁判員制度全国フォーラムに対する感想を含めて裁判員制度広報についての意見を聞かせて下さい。

まず、法廷用語が難解であることを実感しました。また、最近、法廷を見学しましたが、表示されていた占有離脱物横領という事件名も仰々しい感じがしました。裁判員になると2、3日は裁判に携わることになるので、そういった不安も解消されるとは思いますが。

検察庁としても、法廷で話す言葉を傍聴している人に理解してもらえるよう指導しているところです。今後ともわかりやすい裁判に努めていきたいと思っています。

日弁連も用語の問題に取り組んでいるところです。個々の弁護士も違和感のある言葉は自ら改めていくべきだと思っています。

今回は一か所での実施でしたが、県内にどう広めていくかという視点から県内の各自治体で実施すべきではないかと思っています。

従業員30人規模の中小企業においては、リストラや人件費削減により必要最小限の人数で働いているのが実態で、従業員1人が裁判のために仕事を休むと経営が成り立たなくなるという状況にあり、裁判所から呼び出された時に本当に休めるのかという問題があります。国として休業制度を整備する必要があると思われます。

そもそも法曹三者は対立関係にあると思っていましたが、裁判官、検察官、弁護士の発言を聞いていて、逆に、法曹三者が一致して制度の円滑な導入に努力している姿が窺われました。裁判員に選ばれた場合に仕事を休めるのかとい

った不安はあると思いますが，他の国でも裁判に一般市民が参加している制度が実際に運営されており，目に見えるメリットがあるなら困難を乗り越えてやってみるべきではないかと考えています。

このようなフォーラムを開催するのは今回が初めてということですが，一般の人にとっては，まだ裁判所の敷居は高いだろうと思います。今後もこのような催しを重ねて司法と我々が近づくことができるとよいと思います。

パネルディスカッションを聞いているうちにようやく制度についての理解が進み，疑問点も生じてきたのですが，会場では直接質問できないという運営はいかがなものかと思いました。

裁判員として裁判に参加することは義務でしょうか。

裁判員をやりたいという方もいればやりたくないという方もいると思います。しかし，裁判員をやりたいという方だけを裁判員として選んだ場合，広く国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度本来の趣旨に相反する結果になりかねないと考えます。

制度が実施されるまで3年半ある中で，どういった内容の広報活動をしていくのか，対象者や対象領域をどうするのか，予定を明確に示しながら進めていく必要があると思います。

大企業においては従業員1名が休むことによって事業に影響することは稀ですが，従業員が裁判員に選ばれた場合にどの程度の期間を要するのか，現時点での見込みでも構わないので示していただけたらと思います。

裁判員候補者として選ばれた方には，どの程度の期間，裁判員として拘束されるのか，事前に情報を提供せざるを得ないのではないかと考えています。なお，裁判員裁判においては，裁判所，検察官，弁護士が当該事件のどういった点を争点とするかを詰めたいうで，具体的に審理に何日間要するのか，見込みを立てることになります。

裁判員は選挙権を有する者の中から抽選で選ばれることになるようですが，

そもそも選挙権の行使に消極的で、社会経験にも乏しい年齢層が裁判員に選ばれた場合、裁判員制度の目的を十分に達することができるのか疑問がないではありません。むしろ裁判員を辞退する権利を認めてしかるべきではないかと考えますが。

そうした人たちには、そうした人たちにしか分からないということも少なからずあるはずです。広く国民の判断を裁判に反映させ、司法に対する理解と信頼を深めるという裁判員制度の趣旨から、参加していただく意義が高いと考えます。

裁判員制度が導入され、誰でも裁判する側に参加する可能性があることを自覚することによって犯罪が減少するかもしれないと思いました。

事業者の立場からすると、抽選で呼び出された従業員が事業推進のために必要不可欠という場合には、雇用者として裁判所に対して、意見を述べられる機会が制度化されるべきです。

これから広報活動を進めていくうえでも誰を対象にどのような内容の広報を進めていくかが問題となります。働いている人にとっては、裁判員に選ばれた場合どうすべきかといったことが大きな関心事であろうと思われますし、長期的には若い人たち、制度が始まるころに裁判員候補者となる高校生には、裁判員制度があるということを教えていく必要があると考えています。

近所に聞いて回ったところ、女性50人のうち47人が裁判員制度について知っていて、うち39人が広報等で知ったようです。制度に反対している人も3人ほどおりましたが。市民が裁判員制度にどう関わっていくかについて、細かな項目についても広く知らしめていく時期にあると思います。そのためには自治体の広報を活用する方法もあるかと思えます。

国民の7割が裁判員になりたくないという状況を打破するには、「裁判員は社会正義を実現する」、「格好いい」といった、もっとポジティブなイメージに変える必要があると思われます。そのためには 트렌ディドラマや映画を使

ってPRしていくのも一つの手段だと思います。中村雅俊主演のビデオを企業の研修や小中学生にも見てもらえる手だてを考えていくべきでしょう。企業の経営者に対してはまず制度に対する理解を得ることが重要だと思います。

「裁判員になると断ることができない。」ということが強調され、かえって関心が高まっているように思います。一方で、裁判官が裁判員にわかりやすく説明するための研修も行われているようですが。

法律用語については、わかりやすい裁判を目指して、司法研修所においてもNHKのチーフアナウンサーを招いて、ベテラン判事に対し、「量刑」や「共謀」といった専門用語をわかりやすく説明する訓練をしています。ビデオで自分の話している様子を見せられながら、非常に手厳しい指導を受けています。

フォーラムは今後も開催する予定であり、その運営については本日の意見を参考によりよいものにしていきたいと考えています。また、裁判員制度広報については法曹三者による広報推進協議会が設置されており、協力して進めたいと思います。なお、裁判員に選ばれた場合、裁判の重みを感じられることと思いますが、まずは、裁判所に気軽に来てほしいと思っております。

2 迅速な裁判について

裁判が迅速かどうかについて一般的にはどう受け止められているのでしょうか。

一般的には時間がかかるというイメージですが、日本は諸外国と比較すると法曹の数が少ないように思われます。法曹三者に対する過剰な負担が裁判の遅延をもたらしているとするれば問題ではないでしょうか。

例えば殺人事件では、その被告人が「自分がやったことに間違いはない。」と自白する場合や、「殺すつもりはなかった。」とか、「被害者を知らない。」と否認する場合がありますが、後者のように否認するケースでは審理に相当な時間を要するのが通常です。

民事事件では相手が認めた場合，証拠調べは必要ありませんが，刑事事件では被告人が自白しても証拠調べをすることとなり，否認すればどうしても証拠調べの量が多くなります。

民事事件の1年という審理期間が長いか短いかについてですが，例えば離婚事件を取り上げてみます。双方の言い分に食い違いがあり，証拠調べをして判決をするだけなら半年で足りませんが，その間に円満な解決を図るために和解を重ね，結局折り合いがつかずに和解を打ち切って判決するとなるとどうしても1年程度は経過します。また，財産分与について争われて，一方当事者が財産の開示に応じないと，民事訴訟法の手続に従って官公署に対し必要な調査や報告を求めるなどして数か月を要してしまいます。迅速な裁判の要請もある一方で，十分な審理も求められています。

専門的な分野に関する民事訴訟についてはどのような取り組みがあるのでしょうか。

専門員制度が導入され，環境作りをしている段階にあります。

民事事件においては，ある意味で，当事者が裁判所を説得することになります。そうすると代理人弁護士には十分な準備が求められますが。

原告の代理人になる場合には，十分に準備したうえで訴えを提起できます。しかし，被告の代理人となる場合は，そもそも被告が自分の知らない間に訴状を提出されますので，事件を受任してから準備に取りかかることになります。原告は常に早期の判決を求めますが，双方の言い分や証拠をみて判断するにはやはり時間を要します。

法曹に対する過剰な負担という点では，裁判官，検察官ともに非常に忙しい状況にあり，もっと人員を増やすべきだと思います。

通常犯罪は過去に発生した事実の処理ということになると思いますが，IT関連の犯罪については特に迅速な処理が求められます。裁判が係属している間にも問題が拡大していく傾向にあります。

法曹の数については、裁判官、検察官、弁護士ともに増えていますが、法曹が増えると直ちに、裁判が早くなるかという点、そうでもないというのが実情です。

裁判員制度を導入すると意見が紛糾するなどして審理期間が長くなるのでは。

裁判員裁判については裁判官のリーダーシップが重要となりますが、過度のリーダーシップは国民から非難の対象となる可能性もありますので、適度で健全なものであることが望ましいと考えています。なお、審理期間が短くなければ裁判員裁判は成り立たないであろうと認識しています。

以 上